
オープンソースライセンス初級講座

2010年11月12日(金)

日本Linux協会理事・姉崎 章博(NEC)



JLA、模擬試験を実施

JLA、日本Linux協会：1999年4月1日設立

- Linux環境の健全な発展を扶助
- Linux文化の普及、啓蒙活動を推進
- Linux環境の公益のための活動 などを理念として



OSSを正しく利用する健全な社会を目指し、OSSライセンスの知識の普及・啓蒙のため、2010年、オープンソースカンファレンス(OSC)東京春・仙台・京都・東京秋の場で、

OSSライセンス模擬試験を実施！

オープンソースカンファレンス 2010 Tokyo/Fall
2010-09-10 (金) オープンソースのライセンス模擬試験



10分で15問
30分解説

Q1. オープンソースソフトウェア(OSS)に関する記述として、適切なものはどれか。

ア 一定の試用期間の間は無料で利用することが出

難しいとの声に応えて、

初級向け講座開催

(情報処理技術者試験 H21 春(IP)午前問 55)

Q2. OSS のみの組み合わせはどれか。

Q6. GPL で公開された OSS を使い、ソースコードを開示しなかった場合にライセンス違反となるものはどれか。

エ アとのイン

内で使用して

自社で行って

エ OSSを利用して性能テストを行った自社開発ソフトウェアを販売している。

(情報処理技術者試験 H21 秋(FE)午前問 21 改)

■【オープンソースのライセンス模擬試験】

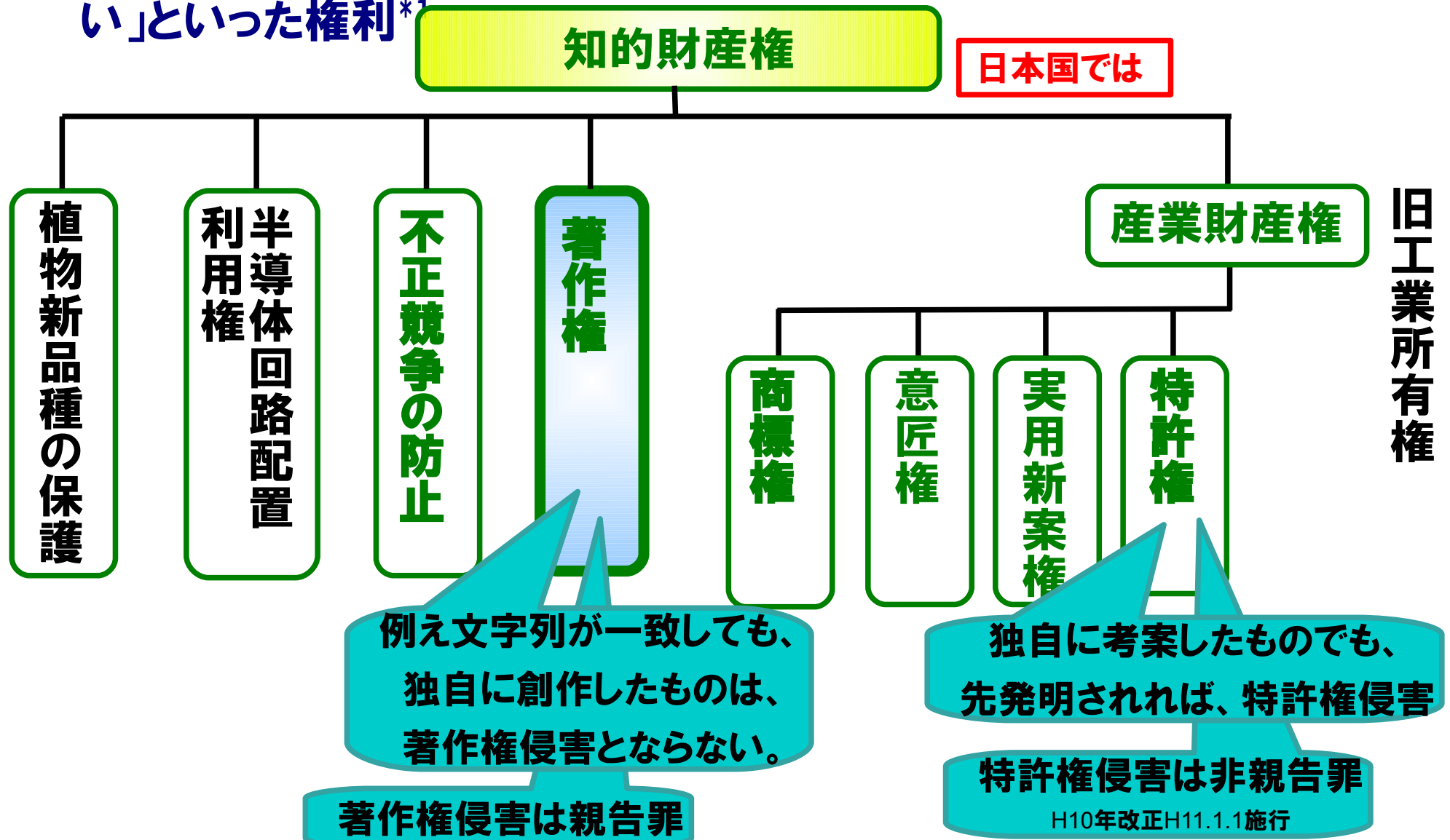


一般社団法人日本Linux協会「オープンソースのライセンス模擬試験」。
講師で同団体の理事である姉崎章博氏。

<http://jibun.atmarkit.co.jp/ljibun01/cs/201009/04/01.html#04>

まずは、IPR (知的財産権) のひとつ「著作権」というものを知ろう

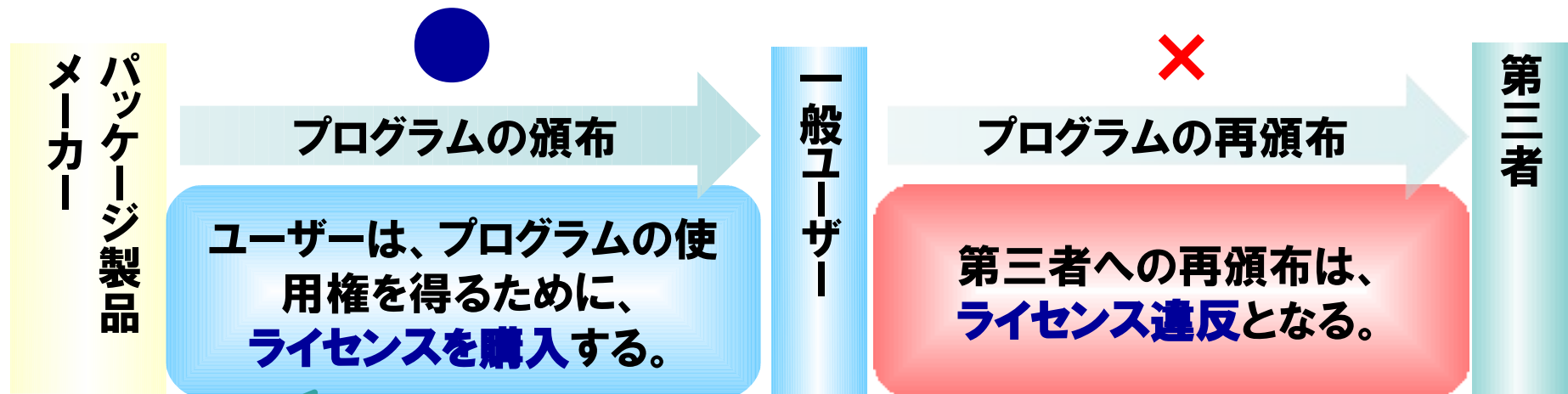
- IP「知的財産」: Intellectual Propertyの略:、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、「他人に無断で利用されない」といった権利*1



*1:文化庁「著作家テキスト」より<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosaku_text_090601.pdf>

一般に、商用パッケージ製品のライセンスとは、 プログラムを実行するための「許諾」。 OSSのライセンスとは許諾するものが違う。

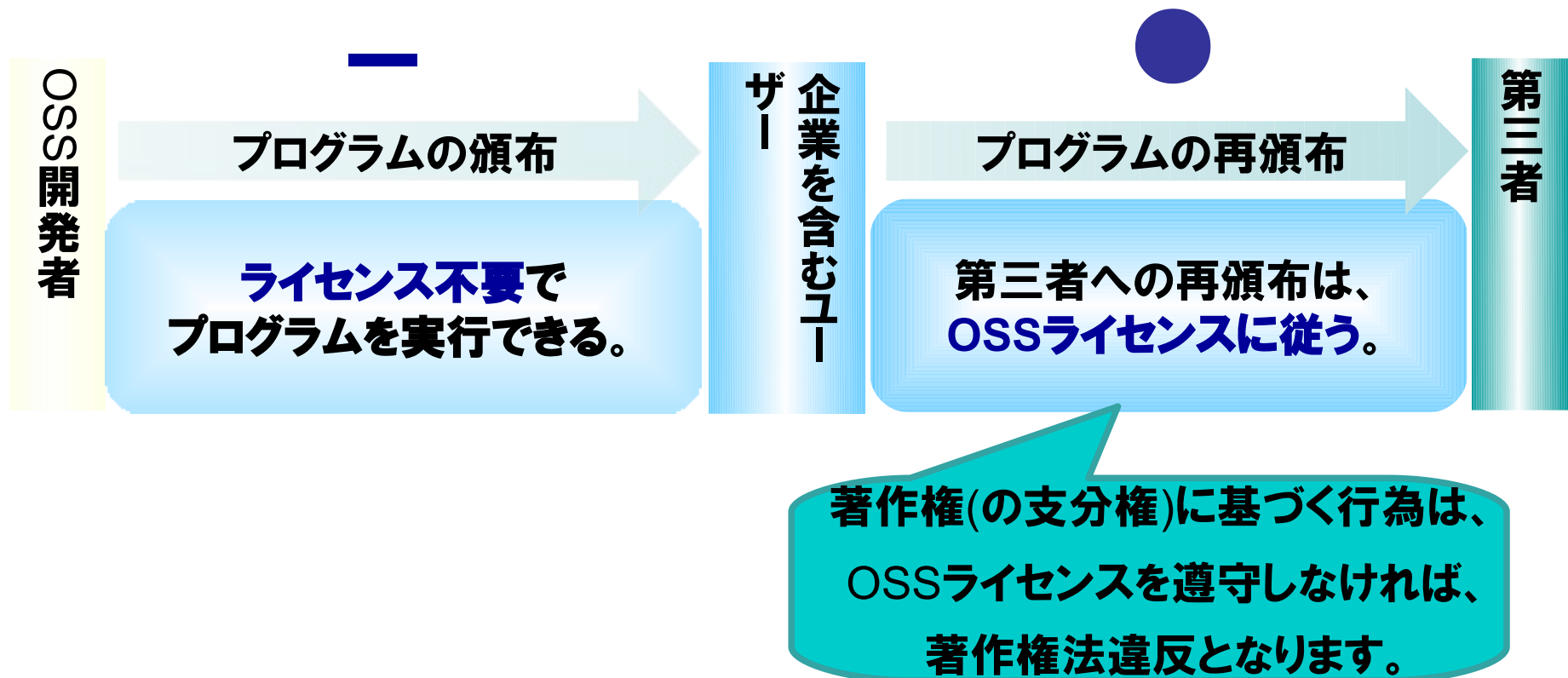
- 一般的な商用パッケージ製品のライセンスは「使用権の契約行為」ですが、OSSは全く違います。→次項



シュリンクラップなどにより、
対価に従ったプログラムの
使用権等を販売する契約行為です。

OSSのライセンスは、著作権の行使である再頒布の際の「許諾」。 プログラム実行時の許諾は必要ありません。

- プログラムの権利を保護する著作権法には、「使用权」という概念がありません。
- 著作権法の公衆送信権や翻訳権などの支分権に基づく行為である「利用」を許諾するものがOSSでのライセンスとなります。



プログラムの「使用」と「利用」という言葉が日本の著作権法では使い分けられています。

OSSのライセンスは「利用」の際の許諾です。

- 「**利用**」(exploit)とは、複製や公衆送信等著作権等の支分権に基づく行為を指す。
- 「**使用**」(use)とは、著作物を見る、聞く等のような単なる著作物等の享受を指す。
- 「平成10年2月 文化庁 著作権審議会マルチメディア小委員会 ワーキング・グループ中間まとめ」での定義 http://www.cric.or.jp/houkoku/h10_2/h10_2_main.html

		使用	利用 (著作権者の権利)			
著作物	支分権	存在しない	複製権	翻訳権	譲渡権	など
権利に対応する行為 (厳密ではない)	書籍	本を読む	出版、複写	翻訳	書店で販売	
	音楽	聞く、鼻歌を歌う	CDを作製	編曲する	CD販売する	
	ソフトウェア	バイナリを実行	ソースの複製	改造する	再頒布する	
	商用ソフトウェア/ シェアウェア/フリーウェア	使用許諾書	一般的にはソース非開示にして禁止			
	オープンソースソフトウェア	自由	利用許諾書			

許諾されていないならば、これも「著作権侵害」

- **ただで受信したテレビ放送を、DVDに焼いて、綺麗なラベルとケースに入れて販売。**
- **ただで受信したテレビ放送を、ただで配信する動画サイトにuploadして再配信。**
- **インターネットでただで入手した画像を、製品のサンプル画像として収納し販売。**
- **インターネットでただで入手した画像を、サンプル画像として製品Webサイトに掲載。**
- **インターネットでただで入手したプログラムを、研究プログラムに含めて成果として大学のWebサイトに公開。**
- **インターネットでただで入手したプログラムを、製品に含めて販売。**
- **インターネットでただで見かけたプログラムを、参考に入力し直したプログラムを製品に含めて販売。**

許諾条件の例: PostgreSQLのBSDライセンス

a) Copyrightの著作権表示

b) 再頒布の条件 => 3点セットが「すべての複製物(all copies)に表示(appear)されること」

c) 免責条項(損害責任の否認)

PostgreSQL The world's most advanced open source database

Home About Downloads Documentation Community Developers Support

» About
» Advantages
» Feature Matrix
» Awards
» Donate
» Case Studies
» Quotes
» Featured Users
» History
» Sponsors
» Servers
» Latest News
» Upcoming Events
» Press
» License

License

PostgreSQL is released under the BSD license.

PostgreSQL Database Management System
(formerly known as Postgres, then as Postgres95)

a) Portions Copyright (c) 1996-2008, The PostgreSQL Global Development Group
Portions Copyright (c) 1994, The Regents of the University of California

b) Permission to use, copy, modify, and distribute this software and its documentation for any purpose, without fee, and without a written agreement is hereby granted, provided that the above copyright notice and this paragraph and the following two paragraphs appear in all copies.

c) IN NO EVENT SHALL THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA BE LIABLE TO ANY PARTY FOR DIRECT, INDIRECT, SPECIAL, INCIDENTAL, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES, INCLUDING LOST PROFITS, ARISING OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE AND ITS DOCUMENTATION, EVEN IF THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.
THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA SPECIFICALLY DISCLAIMS ANY WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE SOFTWARE PROVIDED HEREUNDER IS ON AN "AS IS" BASIS, AND THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA HAS NO OBLIGATIONS TO PROVIDE MAINTENANCE, SUPPORT, UPDATES, ENHANCEMENTS, OR MODIFICATIONS.

Why not the GNU General Public License?

People often ask why PostgreSQL is not released under the GNU General Public License. The simple answer is because we like the BSD license and do not want to change it. If you are keen to read more about this topic, then please take a look in the [Archives](#) at any of the many threads on this subject, but please don't start yet another debate on the subject!

OSSライセンス（許諾）の主な条件（ソース開示の観点のみ）

- ① ソースの開示（OSS自身） + ①'（GPL利用プログラム）
- ② リバースエンジニアリングの許可（LGPLを利用したプログラムの）
- ③ ドキュメントに必要な記載（BSDタイプのバイナリ頒布のみの場合）

	OSSライセンスタイプ	OSS自身の扱い	その他の扱い
OSSラ イセン ス条件	BSDタイプ	バイナリ形式のみの 頒布可	ソース開示しないならば、著作権表 示、ライセンス文、免責条項などをド キュメントへ記載が必要 ③
	MPLタイプ	バイナリ形式のみの 頒布不可	(二次的著作物とみなされる)利用プ ログラムのリバースエンジニアリングの 許可が必要 ②
	LGPLタイプ		
	GPLタイプ	ソース開示が必要 (Copyleft) ①	(二次的著作物とみなされる)利用プロ グラムもソース開示が必要 ①'

- BSDライセンス : Berkeley Software Distribution License
- MPL : Mozilla Public License
- LGPL : GNU Lesser General Public License
- GPL : GNU General Public License

「ソース開示」と「ソース公開」

- OSSコミュニティや一般のメディアでも「ソース公開」とよく言います。
- しかし、この資料では、「ソース開示」と言っています。

何が違うのでしょうか？

ソース公開

← コミュニティの立場で

ソースをWeb上で共有し、皆で開発改造を繰り返し、より良いプログラムを開発しよう！

ソース開示

← ライセンス条文上で

GPLならば、どちらか必須！
①ソース添付するか、
②3年間は有効な書面で提供する旨を提示

②の提示したのがURLでソースを入手できる1例が「ソース公開」

二次的著作物

- 著作権法は、以下の4つの行為により二次的著作物が作成されるとしている(著2⑪)。
 - ① 翻訳
 - ② 編曲
 - ③ 変形(下は一例)
 - ④ 翻案(例:脚色、映画化)



出典:上智大学 法学部 国際関係法学科 駒田 泰士氏サイト <http://pweb.sophia.ac.jp/komada-y/lecture5.htm>

① 翻訳した二次的著作物

- ・ コンパイラにより翻訳したオブジェクト/バイナリコード、他言語に書き換えたコードなど

② 編曲した二次的著作物

③ 変形した二次的著作物

- ・ (それぞれ音楽、美術に関するものであるが、) プログラムを改変したコードなど

④ 翻案した二次的著作物

- ・ 既存Linuxドライバを脚色した新規デバイス向けドライバなど

⑤ 結合著作物 (歌詞と曲を結合した歌曲など) ※著作権法上は含めないが本書では含めて説明

- ・ GPLのプログラムと全体のプログラムを構成するプログラムなど

4タイプに分類できる、OSSライセンスとOSSの例

※これで全てではありません。一例に過ぎません。

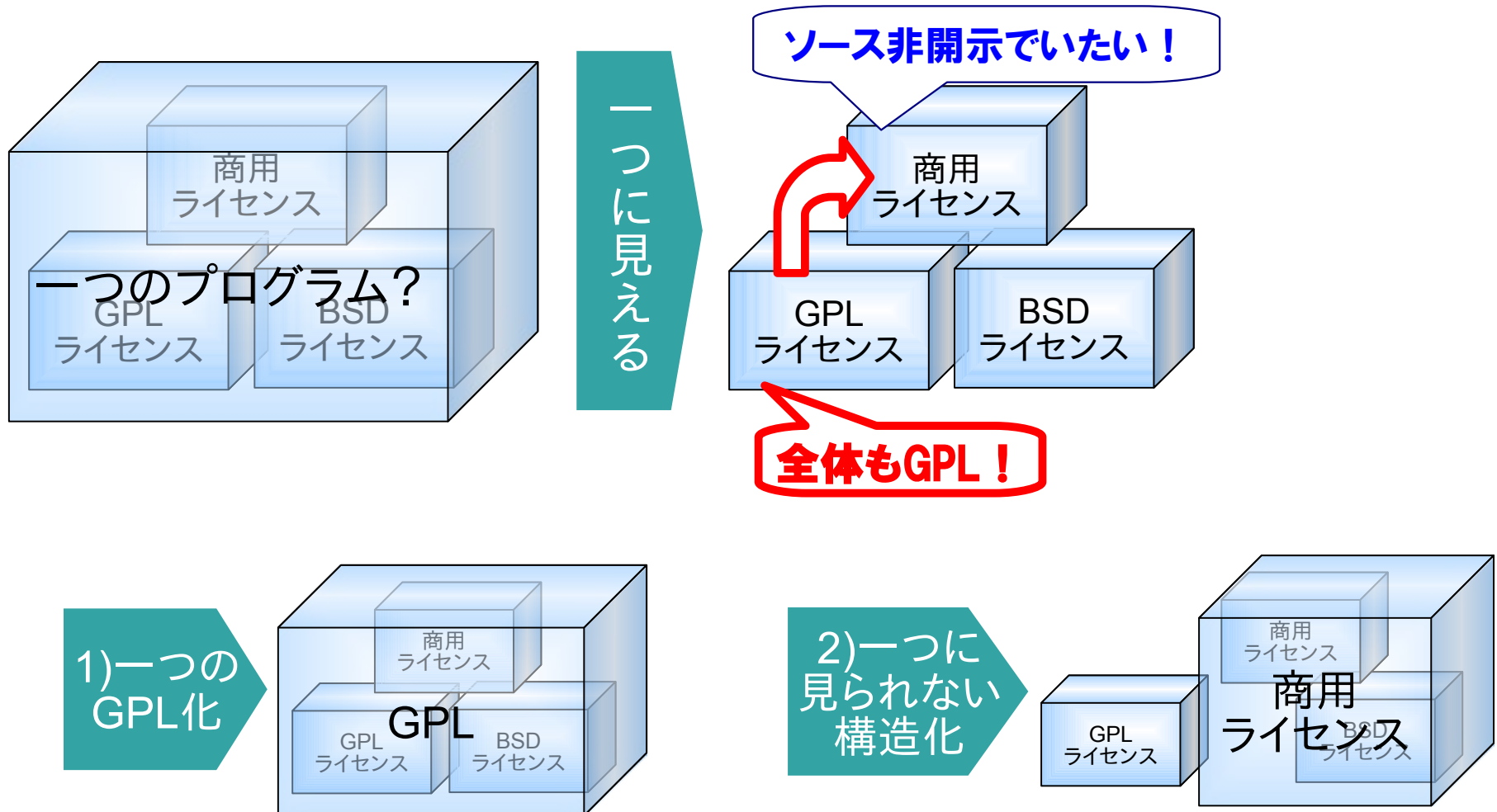
Apacheライセンスの
OSSの利用が目立つ

タイプ	OSSライセンス	OSSの例
BSD系	BSD License	PosegreSQL, dom4j, OpenSSH, など
	OpenSSL License	mod_ssl, OpenSSL, など
	Apache License 2.0 (2004年ごろまでなら、Apache Software License, version 1.1 の可能性あり)	Apache HTTP Server, Tomcat, Axis, Commons, Jakarta Velocity, XML Xerces, Struts, Spring, Ajax Libs, ant, log4j, など
	Cryptix General License	Cryptix
	Info-ZIP License	Info-ZIP
	zlib License	TinyXML, など
	MIT License	PuTTY, など
	その他多数	
MPL系	Eclipse Public License (EPL)	Eclipse, など
	Common Public License Version 1.0 (CPL)	SyncML, など
	その他多数	
LGPL系	LGPL2.1	glibc, JBoss4.2.2, OpenOffice.org, など
GPL系	GPLv2	MySQL(商用ライセンスとのデュアルライセンス, FLOSS ライセンス除外規定あり), Linux カーネル, gcc(スタートアップライブラリlibstdc++.so, libgcc_s.soには例外記述あり), Samba3.0.x, Pukiwiki1.4.7, PDFCreator, など
	GPLv3	Samba3.2.x, tcIPAMなど
	Affero GPL(AGPL)v1	affero
	その他いくつか	

GPLを含む全体のプログラムにGPL条件が求められます

モジュール間の結合度から、1つのプログラムと見えますか？

- 見えるならば、GPL部分を改変しようとする、周りのプログラムのソースもなければ、デバッグなどできないでしょ、というイメージ。



考え方に基づいて3つに分類してみる

- 1.ライセンス条件でOSSライセンスを4タイプに分類して紹介しましたが、
- 2.ProtexやLawrence Rosen氏は、ソース開示が必須か否かで2分類にもしています。
- 3.4タイプのライセンスを主な考え方で分類すると例えば3つに分類できます。

ライセンス・タイプ	Protex/Rosen氏の2分類	考え方で3分類
BSDタイプ	Permissive(寛容な、Academic)Licenses	(1) アカデミック系
MPLタイプ		(3) OSI系
LGPLタイプ	Reciprocal(互恵の)Licenses	(2) GNU系
GPLタイプ		

それぞれの考え方の主な趣旨

(1) アカデミック系:大学／研究機関などの「成果として明示されること」

✓ 明示されるべきレベルは開発者ごとに多種多様→種類が氾濫

(2) GNU系:「ソフトウェアの自由を守ること」

1. **使用(実行)の自由**

2. (ソースコードの)改変の自由

3. (ソースコードの)再頒布の自由

4. (ソースコード改変点の)公表の自由

(3) OSI系:開発方法論として、多くの人がかかわってソフトウェアを進化させる「相互扶助」

✓ Eric Raymond氏「伽藍とバザール」

参考サイト

NEC OSSライセンス・コンプライアンス コンサルティング・サービス

<http://www.nec.co.jp/oss/IPconsul/>

OSSライセンス・コンプライアンス
コンサルティング・サービス

OSSライセンスのトラブル

コンサルティング・メニュー

ニュース

記事情報

@IT連載記事

OBCイلمマガ寄稿

Protex

プラットフォームビジョン
REAL IT PLATFORM

NECのミドルウェア

記事情報

本ページの掲載情報は、OSSライセンスコンプライアンスの理解の参考に、ぜひご覧ください。

@ITで連載「企業技術者のためのOSSライセンス入門」



@IT での連載記事「[企業技術者のためのOSSライセンス入門](#)」(全6回)です。

[第1回 訴訟が増えている!? OSSライセンス違反](#)

[第2回 OSSライセンスが求める条件とは？](#)

[第3回 アカデミック系OSSライセンスに関する一考察](#)

[第4回 GNU系OSSライセンスに関する一考察](#)

[第5回 OSI系OSSライセンスに関する一考察](#)

[最終回 OSSライセンス順守の第一歩](#)



jala